

令和 8 (2026) 年度日中の一時的な居場所提供業務委託 (県北地域) 公募型プロポーザル実施要領

「令和 8 (2026) 年度日中の一時的な居場所提供業務 (県北地域)」を委託するにあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

令和 8 (2026) 年 4 月 10 日

栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課

1 趣 旨

この要領は、「令和 8 (2026) 年度日中の一時的な居場所提供業務 (県北地域)」を効果的に実施するに当たり、複数の者から豊富な知識と技術や経験等に基づく提案を受け、公平、透明、円滑に委託契約の相手方を特定することを目的として定めたものです。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和 8 (2026) 年度日中の一時的な居場所提供業務 (県北地域)

(2) 委託業務の内容

別添「令和 8 (2026) 年度日中の一時的な居場所提供業務委託 (県北地域) 仕様書」のとおり

(3) 委託業務の契約期間

令和 8 (2026) 年 6 月 1 日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日まで

(4) 委託料限度額

5,367,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 担当所属及び問い合わせ先

栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課

電話 028-623-3601 FAX 028-623-3150

電子メール joseishien@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定する者に該当しないこと。
- (2) 栃木県物品調達等競争入札参加資格等 (平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号) に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがされていない者又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例 (平成 22 年栃木県条例第 30 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に

該当しない者であること。

(6) 類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表

令和8（2026）年4月10日（金曜日）

イ 実施内容等に関する質問受付期限

令和8（2026）年4月15日（水曜日）午後4時必着

ウ 質問に対する回答

令和8（2026）年4月20日（月曜日）予定

エ 参加表明書等の提出期限

令和8（2026）年4月24日（金曜日）午後4時必着

オ 企画提案書の提出期限

令和8（2026）年5月8日（金曜日）正午必着

カ プロポーザル審査（書面）

令和8（2026）年5月中旬（予定）

キ 選定結果の通知・公表

令和8（2026）年5月下旬（予定）

(2) 募集要領等の配布

栃木県ホームページ（入札・公募（業務委託））からダウンロードすること。

※ URL (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別紙様式1）により電子メールにより提出すること。

ア 受付期間 公募開始日～令和8（2026）年4月15日（水曜日）午後4時必着

イ 質疑方法 電子メールにより2（5）に提出すること。

ウ 回答期日 令和8（2026）年4月20日（月曜日）予定

エ 回答方法 回答は、栃木県ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出書類

- ・参加表明書（別紙様式2）
- ・確認書（別紙様式3）
- ・団体概要及び過去3年間の類似事業の主な受注等実績（別紙様式4）

イ 提出期限

令和8（2026）年4月24日（金曜日）午後4時必着

※ 提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

ウ 提出場所

2 (5)

エ 提出方法

持参（平日の午前9時～午後4時まで（正午～午後1時を除く））又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※ なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8（2026）年5月7日（木曜日）正午までに辞退届（別紙様式5）を提出すること。

(5) 参加資格審査結果通知

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を速やかに通知する。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。 ※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容

(イ) 実施計画及び全体スケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似業務の業務実績

(オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画書の提出部数は、8部（正本1部、副本7部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本を1部提出すること。

なお、見積書は、必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業において必要な範囲内において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 審査基準

別表「審査基準」のとおり

(2) 審査方法

企画提案書、見積書等について、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(3) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 総合点が最も高い者が複数の場合は、選定委員会で協議し、候補者を選定する。

ウ ア、イに関わらず、各選定委員による評価の合計点の平均点が70点未満の場合は、候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2（4）の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、以下の項目について栃木県ホームページに公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の数およびそれぞれの総合点

※ 参加者が2者の場合、次得点者の得点は公表しない。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県の間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、栃木県と契約候補者の協議の上決定する。

- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合次順位の者を候補者とする。
- (4) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。なお、別紙の契約書案により契約を行う予定である。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

委託契約を締結した場合、受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）その他の個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても、同様とする。

9 その他

- (1) 事業の成果は県に帰属するものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

10 プロポーザルの変更等

本業務は国の補助金を活用し実施する事業であり、交付決定がなされなかった場合又は減額されたときは、このプロポーザルの変更等を行うことがある。